○さいたま市敬老マッサージ・はり・きゅう施術料補助要綱

平成13年５月１日

告示第22号

改正　平成24年３月30日告示第457号

平成28年３月31日告示第475号

平成28年11月９日告示第1517号

令和３年３月31日告示第572号

令和３年５月11日告示第805号

令和６年３月29日告示第617号

（趣旨）

第１条　第１条　この告示は、高齢者の健康増進と福祉の向上を図るため、高齢者に対し、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう（以下「マッサージ等」という。）に要する施術料の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　施術料の補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている75歳以上の者とする。

（補助の対象となる施術料）

第２条の２　補助の対象となる施術料は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養費の支給の対象とならないマッサージ等に要する施術料とする。

（補助）

第３条　補助回数は、１人につき１年度３回とし、補助額は、施術１回につき　1,000円とする。

（申出）

第４条　施術料の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、敬老マッサージ・はり・きゅう利用補助券交付申請書（兼同意書）（様式第１号）により市長に申請しなければならない。

（利用補助券の交付）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、施術料の補助を決定したときは、当該申請者に対し、敬老マッサージ・はり・きゅう利用補助券

（様式第１号の２。以下「利用補助券」という。）を交付するものとする。

（利用期間）

第６条　利用補助券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、毎年４月１日から翌年３月31日までの間に、当該利用補助券を使用することができる。

（利用補助券の返還）

第７条　利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに未使用の利用補助券を市長に返還しなければならない。

(1)　第２条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　利用券を使用する必要がなくなったとき。

(3)　不正行為があったとき。

（施術料の控除）

第８条　利用者は、次条に規定する施術者からマッサージ等の施術を受けた場合において、利用補助券を施術者に提出したときは、当該施術に要した施術料のうち利用補助券１枚につき1,000円の控除を受けることができる。

（施術者）

第９条　この告示によりマッサージ等の施術を行う者（以下「施術者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第１条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けていること。

(2)　市内において業務に従事していること。

(3)　業務に係る責任保険契約の被保険者となっていること。

(4)　次条及び第11条の規定により登録を受けていること。

（一部改正〔平成24年告示457号）〕

（登録申請）

第10条　施術者として登録を受けようとする者は、敬老マッサージ・はり・きゅう施術者登録申請書（様式第２号）により市長に申請するものとする。

（登録の通知等）

第11条　市長は、前条の規定により登録申請があったときは、その内容を審査し、登録するか否かを決定し、その旨を敬老マッサージ・はり・きゅう施術者登録決定・却下通知書（様式第３号）により該当申請者に通知するものとする。

２　前項の規定により登録を受けた施術者の登録期間は、市長が別に定める。

（登録の取消し）

第12条　施術者は、当該登録の取消しを受けようとするときは、敬老マッサージ・はり・きゅう施術者登録取消申出書（様式第４号）により市長に登録の取消しを申し出なければならない。

２　市長は、前項の規定による申出があった場合のほか、施術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1)　第９条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　不正行為があったとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が施術者として不適当と認めたとき。

（登録事項の変更）

第13条　施術者は、第10条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、敬老マッサージ・はり・きゅう施術者登録事項変更届出書（様式第５号）により、速やかにその旨を届け出なければならない。

（一部改正〔平成28年告示1517号〕）

（施術料の請求）

第14条　利用者に対して施術を行った施術者が利用補助券に係る施術料を請求しようとするときは、施術をした日の属する月ごとに集計し、翌月10日までに敬老マッサージ・はり・きゅう施術料請求書（様式第６号）に利用補助券を添えて、市長に対し請求するものとする。

（施術料の支払）

第15条　市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を照合して支払額を確定し、当該請求月の末日までに支払うものとする。

（施術料の返還）

第16条　市長は、偽りその他の不正の手段により、施術料の補助を受けた者があるときは、既に補助した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成13年５月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに、合併前の大宮市敬老マッサージ施術料補助要綱（昭和63年大宮市告示第411号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成24年３月30日告示第457号）

（施行期日）

1　この告示は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市敬老マッサージ施術料補助要綱第11条第１項の規定により登録を受けている者に係るこの告示による改正後のさいたま市敬老マッサージ施術補助要綱第９条及び第12条第２項第１号の規定の適用については、当該登録に係る登録期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附　則（平成28年３月31日告示第475号）

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年11月９日告示第1517号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月31日告示第572号）

（施行期日）

1　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後のさいたま市敬老マッサージ・はり・きゅう施術料補助要綱第２条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る施術料の補助について適用し、同日前の申出に係る施術料の補助については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市敬老マッサージ施術料補助要綱様式第１号及び第６号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附　則（令和３年５月11日告示第805号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月29日告示第617号）

（施行期日）

1　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市敬老マッサージ・はり・きゅう施術料補助要綱様式第６号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。